

畜産経営の安定に関する法律施行規則第 19 条の該当の有無の確認書

(不明点があれば農林水産省「補給金制度問い合わせ窓口」にご連絡ください)



①当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。	該当 /非該当
②当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。 短期間の例：飲用需要が減少する年末年始のみ 等	該当 /非該当
③当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。 特定用途の例：飲用牛乳向けのみを条件とするような場合 特定の乳業者への販売のみを条件とするような場合 等	該当 /非該当
④当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。 統一的に定める基準の例：無脂乳固形分の含有比率等の乳成分、体細胞数等の生乳の品質に関わる規格 等	該当 /非該当
⑤当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。	該当 /非該当
⑥業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託販売の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又はその他の業務規程の基準（集送乳調整金等の交付方法等）に適合しない申出であること。	該当 /非該当
⑦当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行つたこと。 該当する場合の例：契約上明記された生乳生産に係る農薬等の使用の記録及び保管が適正に行われなかったため、事業者が改善を要求したにもかかわらず、依然として措置がとられない場合 等	該当 /非該当
⑧当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。	該当 /非該当

〇〇農業協同組合 代表理事組合長 〇〇殿

〇〇指定事業者 代表理事会長 〇〇殿

- 令和〇年度の生乳受託/買取契約の申出が、上記のとおり畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和 36 年農林省令第 58 号）第 19 条に（該当する/該当しない）ことを確認しました。
- 「現場の生産者が不公平感を感じないよう、また、場当たりの利用を認めないルール等とする」とした農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の趣旨を踏まえ規定された、同条に該当する取引の申出は、〇〇指定事業者の生乳受託/買取販売業務に関する規程※に基づき契約解除や取引の申出を拒否される可能性があることを理解しています。

※ 正当な理由に該当した場合の統一的なルールを指定事業者内で作成した上、上記確認書例を活用し、個別の生乳の委託又は売渡しの契約の申出が、畜産経営の安定に関する法律施行規則第 19 条に掲げる正当な理由に該当するかどうか契約当事者間で御確認ください。

令和〇年〇月〇日
住所 契約者氏名 印